

法定相続人と法定相続分・簡易判定フロー

相続開始

第一順位の確認

被相続人（亡くなられた方）
に実子または養子がいる

〔すでに亡くなっている場合は
孫など〕

はい
→

夫または妻がいる

はい
いいえ



いいえ
↓

第二順位の確認

父母がいる

〔すでに亡くなっている場合は
祖父母など〕

はい
→

夫または妻がいる

はい
いいえ



いいえ
↓

第三順位の確認

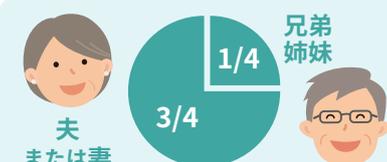
兄弟姉妹がいる

〔すでに亡くなっている場合は
甥・姪〕

はい
→

夫または妻がいる

はい
いいえ



いいえ
↓

被相続人に
夫または妻がいる

はい
→



いいえ
↓

法定相続人なし

→

国庫や特別縁故者へ遺産が渡る

法定相続人と法定相続分